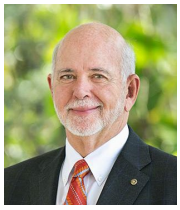

2018-19年度
国際ロータリー会長
バリー・ラシン

Weekly Report Niigata

2018～19 年度
新潟ロータリークラブ会長
若槻　良宏

国際ロータリー
2018-19 年度テーマ

インスピレーションになろう

新潟 RC　1月第　1 例会（2019.1.8）№3264

(1)　「君が代」斉唱
ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱

(2)　若槻　良宏会長挨拶

皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。2018－2109年度も残り半年になりました。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、4つのテストの2項を取り上げてみたいと思います。2項の原文は「Is it fair to all concerned?」であり、日本語訳は「みんなに公平か」です。本日は、私の職業に関連する「契約」を題材に、「fair」について考えてみます。

命題は「契約は絶対か」です。契約の拘束力の根拠は、「当事者の意思」に基づきます。当事者が自ら欲しているのであれば、それを尊重しようということです。そのうえで、当事者が自律的な意思で約束したのであるから、その内容に拘束されるということになるのです。

では、当事者の契約（約束事）と、法令の規定とが異なる場合には、どちらが優先されるのでしょうか。契約（約束事）と法令の関係は次のとおりになります。

①当事者の約束（契約事）＞法令の任意規定

②当事者の約束（契約事）＜法令の強行規定

任意規定とは、公の秩序に関しない規定であり、任意規定と契約（約束事）との関係では、契約（約束事）のほうが優先します。例えば、民法の債権法の規定の多くは任意規定です。任意規定の世界では、法律の任意規定を理解したうえで、有利な契約をすることも可能になりますし、任意規定を知らないと、任意規定よりも不利な契約をしてしまうかもしれません。

これに対し、強行規定とは、公の秩序に関する規定であり、強行規定と契約（約束事）との関係では、強行規定のほうが優先します。つまり、強行規定と異なる当事者の契約（約束事）は無効になります。例えば、当事者が契約した内容であっても、事業者と消費者との契約について、消費者の利益を一方的に害する条項は無効とされます（消費者契約法10条）。消費者契約法10条は強行規定であり、任意規定に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則（信義誠実の原則）に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とされます。fair でない契約（約束事）は効力を生じないとされるのです。例えば、各種スクールの受講契約における「受講生の都合による受講契約の解除は、本人死亡、重大な疾病及びクーリングオフを除いては認められず、受講料の返金等は一切応じられません。」との条項は、消費者の利益を一方的に害する条項として無効と解されます。なぜなら、受講契約は準委任契約であり、民法上はいつでも解除が可能な契約類型だからです。

また、賃貸借契約において「賃貸借期間中、貸室の損傷原因が賃貸人にあるか賃借人にあるか不明確又は判定困難な場合には、賃借人が壁・天井・床・玄関ドアの鍵等の修繕費用を負担する。」との条項も、無効と解されます。民法上は賃貸人が修繕義務を負うのが原則だからです。

他にも、消費者契約法には、事業者の債務不履行、不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とするルールがあります（消費者契約法8条1項1号、3号）。例えば、各種スクールの受講契約における「教室内における負傷、盗難等は原則として責任を負いません。」との条項や、駐車場契約における「駐車場で発生した事故等については一切責任を負いません。」との条項は、事業者の債務不履行や不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項に該当し、無効になります。ここでも、fair でない契約（約束事）は効力を生じないとされるのです。

さらに、消費者契約法には、違約金（キャンセル料）等の額が、同種の契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害を超える部分は無効とするルールがあります（消費者契約法9条1号）。例えば、貸衣装レンタル契約において「使用日より30日以前は契約金額の30%を、使用日前30日以内は契約金額の全額を解約金として申し受けます。」との条項は、キャンセル料の金額が事業者に生ずべき平均的な損害を超えるとして無効になる可能性があります。また、結婚式場利用契約におけるキャンセル料の定めについても、その内容によっては無効になる可能性があります。ここでも、fair でない契約（約束事）は効力を生じないとされるのです。

事業者（B）と消費者（C）との間には、情報の質、量、交渉力の格差がありますので、当事者の契約（約束事）に任せてしまうと、「unfair」になりやすいのです。そこで、消費者契約法による修

正が行われ、契約＜強行規定（消費者契約法）となるのです。なお、「B to B」の取引においても、fair の精神は求められています（例えば、下請法）。

このように、4つのテストの2項（Is it fair to all concerned?）は、法律のルールにもその精神が生かされているといえるのです。

(3) １００%出席バッチの贈呈

河西弘太郎君　2 年　徳永　昭輝君 10 年
石本隆太郎君　37 年

(4) 誕生日お祝い贈呈（６名）

(5) 結婚記念日お祝いの紹介（１名）

(6) 委員会報告

・小山　楯夫情報委員長より2月12日開催のシニア会員と新会員炉辺会合についてご案内
午後6時より　新潟グランドホテル　会費6000円

(7) 各種ご寄付の発表

ロータリー財団寄付発表(得永　哲史委員長)
新田　幸壽君　若杉　武君

米山奨学会寄付発表(仙石　正和委員長)
新田　幸壽君　得永　哲史君

青少年育成基金寄付発表（池上　茂樹委員）
本間　彊君　田中堅一郎君
津久井勝之君　池上　茂樹君

(8) ニコニコボックス紹介（渡辺　雅美委員）

・内山　清君　誕生日ワインありがとうございます。

・若杉　武君　あけましておめでとうございます。

(9) １月　８日例会の出席率　７１．５９　%

会員数　９３名（出席免除会員　９名）

出席者　６３名（出席免除会員　４名を含む）

（2 週間前メーク後　８１．３２%）

１月２２日の例会予定

新年家族会　17：00 受付　17：30 開会　於　鍋茶屋

１月８日　理事会報告　出席者１３名

１　新潟東 RC 主催、認知症フォーラムに３００００円の共催依頼の件　＝承認
若槻会長より当日配布資料をもとに説明

２　小林　敬直君の出席免除願いについて　＝承認
大澤幹事より説明
定款第 12 条第 3 節（ｂ）により承認された

３　川下　総一君の出席免除願いについて　＝報告
大澤幹事より説明
会長預かりとし、出席免除扱いとする

４　１月のプログラムについて　＝承認
1 月　1 日　規定休会
1 月　8 日　卓話なし
1 月 15 日　卓話「障害者雇用について」
㈱バウハウス　代表取締役　肥田野正明氏
1 月 22 日　家族新年会
17：00 受付　17：30 開会　於　鍋茶屋
1 月 29 日　会員スピーチ
㈱新潟放送　代表取締役社長　佐藤　隆夫君
ＳＭＢＣ日興証券㈱新潟支店長　池田　修人君

５　ミャンマー医療支援プロジェクト贈呈式について
徳永前会長より報告
贈呈式は２０１９年１月２５日にヤンゴンのサンピオ病院にて執り行う
その後、ＶＴＴ（職業研修）を行なう
新潟ＲＣからは５名が参加
ヤンゴンＲＣとは１月９日以降調整していく

６　決議審議会への提案提出予定について
大澤幹事より報告
「決議審議会」への提案提出について、現時点では会員からの提案なし

新潟ロータリークラブホームページアドレス
http://www.niigatarc.jp/